

北区自転車等駐車場指定管理者公募要項
(再募集)

令和8年4月

目 次

I	指定管理者制度の導入	
1	自転車等駐車場の現状	1
2	指定管理者制度導入の目的	1
3	公募の単位	1～2
4	指定期間	2
5	利用料金及び指定管理料の取扱い	2
II	事業概要	
1	施設概要	
	(1) 施設 A 浮間四丁目自転車駐車場他16施設	3
	(2) 施設 B 赤羽駅南口第一自転車駐車場他16施設	4
2	使用料一覧	5～6
3	利用状況	
	(1) 施設 A 浮間四丁目自転車駐車場他16施設	7～8
	(2) 施設 B 赤羽駅南口第一自転車駐車場他16施設	9～10
4	業務内容	11
5	業務実施上の条件	11～13
6	人員体制	13
7	管理運営に関する収入及び経費	13～15
8	事業の実施	15～17
9	評価	17
10	立入り検査及び監査	17
11	モニタリング	17
12	リスクへの対応	18
13	事業の継続が困難となった場合等	18
14	施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休場する場合	18
15	注意事項	19
III	指定管理者の応募・選定	
1	指定管理者選定スケジュール(予定)	20
2	応募者の参加資格要件等	20～21
3	応募手続き	21～24
4	選定方法	25
5	選定基準	25～27
6	指定管理者の指定・協定	27～28
IV	問い合わせ先及び提出先	29

I 指定管理者制度の導入

1 自転車等駐車場の現状

現在、区営の自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）は、35カ所（うち王子駅北本通り自転車駐車場は令和8年中に供用開始予定）あり、自転車16,690台、原動機付自転車614台の収容台数がある。

（駐車場の指定管理者制度導入について）

指定管理者制度を活用していくための指針として「北区指定管理者制度ガイドライン（平成16年12月策定、平成18年4月制定、令和7年4月改定）」を策定し、その後、「北区経営改革プラン（平成17年3月策定）」及び「北区経営改革新5か年プラン（平成22年3月策定）」において自転車駐車場への導入を位置づけ、実施している。

2 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度を導入する目的は以下のとおりである。

- (1) 多様化する利用者ニーズに効果的・効率的に対応するため。
- (2) 公の施設管理に民間能力を活用し、サービスの向上を図るため。
- (3) 施設の維持管理経費を削減するため。

3 公募の単位

本公募では、これまで非公募としていた駐車場を含む34カ所を常駐・巡回の割合や指定期間中の収支バランスを考慮し2つに分割し、それぞれ指定管理者を公募する。

公募施設 A（以下、「施設 A」という。）

①	浮間四丁目自転車駐車場	⑩	十条駅西口自転車駐車場
②	浮間三丁目自転車駐車場	⑪	東十条駅北口第二自転車駐車場
③	赤羽北二丁目自転車駐車場	⑫	十条駅東口自転車駐車場
④	新田端大橋北自転車駐車場	⑬	東十条駅南口自転車駐車場
⑤	新田端大橋南自転車駐車場	⑭	西ヶ原駅前自転車駐車場
⑥	新田端大橋中央自転車駐車場	⑮	北谷端公園脇自転車駐車場
⑦	田端駅前自転車駐車場	⑯	赤羽駅東口自転車駐車場
⑧	北赤羽駅赤羽口自転車駐車場	⑰	上中里駅前自転車駐車場
⑨	東十条駅北口自転車駐車場		

公募施設 B（以下、「施設 B」という。）

①	赤羽駅南口第一自転車駐車場	⑩	音無親水公園自転車駐車場
②	赤羽駅南口第二自転車駐車場	⑪	王子神谷駅北自転車駐車場
③	赤羽駅南口第三自転車駐車場	⑫	尾久駅前自転車駐車場
④	王子駅北口自転車駐車場	⑬	王子駅明治通り自転車駐車場
⑤	栄町自転車駐車場	⑭	赤羽東本通り自転車駐車場
⑥	王子駅南口自転車駐車場	⑮	赤羽駅西口駅前自転車駐車場
⑦	赤羽駅西口北自転車駐車場	⑯	赤羽駅西側自転車駐車場
⑧	滝野川三丁目自転車駐車場	⑰	王子駅北本通り自転車駐車場
⑨	王子神谷駅前自転車駐車場		

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

指定期間中に実績評価及び法人の経営状況の調査を実施し、その結果、協定書に定める管理運営水準を満たさない場合、又は経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能もしくは著しく困難になったと判断されるときは指定を取り消す場合がある。

5 利用料金及び指定管理料の取扱い

(1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。なお、駐車場の管理運営に要する経費は利用料金収入をもって賄うこととし、原則として、指定管理料は支払わない。ただし、管理運営に要する経費が利用料金収入を上回る場合は、その差額を指定管理料として支払う。

(2) 指定管理者の提案内容及び各年度の収支計画に応じた利用料金収入、納付金及び指定管理料の取扱いは、年度毎に次のいずれかのおりとする。

①指定管理料の支払いを受けない提案の場合(収支見込が利用料金収入>経費)

利用料金収入が管理運営に要する経費を上回る場合は、提案に基づき区と協議の上協定で定めた金額を北区へ納付する。また、利用料金収入が提案時の収入額を上回る場合は、その2分の1相当額を北区に納付する。

②指定管理料の支払いを受けない提案の場合(収支見込が利用料金収入≤経費)

利用料金収入が管理運営に要する経費を下回る場合は、当該不足額は原則として指定管理者の負担とする。この場合においても、提案に基づき区と協議の上協定で定めた金額を北区へ納付する。ただし、指定管理者の帰責事由によらない外的要因により資金収支計画を超える経費負担が見込まれる場合は、指定管理者と区で協議の上、納付金額を変更することができる。

③指定管理料の支払いを受ける提案の場合(収支見込が利用料金収入≥経費)

利用料金収入が管理運営に要する経費を上回る場合は、当該超過額については精算を行う。また、利用料金収入が提案時の収入額を上回る場合は、その2分の1相当額を北区に納付する。

④指定管理料の支払いを受ける提案の場合(収支見込が利用料金収入<経費)

指定管理料を受けてなお管理運営に要する経費が不足する場合は、当該不足額について、指定管理料の上限額の範囲で当該不足額を支払う。

II 事業概要

1 施設概要

(1) 施設A：浮間四丁目自転車駐車場他16施設

(令和8年4月1日現在)

施設名	①浮間四丁目自転車駐車場	②浮間三丁目自転車駐車場	③赤羽北二丁目自転車駐車場	④新田端大橋北自転車駐車場	⑤新田端大橋南自転車駐車場	⑥新田端大橋中央自転車駐車場	⑦田端駅前自転車駐車場	⑧北赤羽駅赤羽口自転車駐車場	⑨東十条駅北口自転車駐車場	⑩東十条駅西口自転車駐車場	⑪東十条駅北口第二自転車駐車場	⑫東十条駅東口自転車駐車場	⑬東十条駅南口自転車駐車場	⑭西ヶ原駅前自転車駐車場	⑮北谷端公園脇自転車駐車場	⑯赤羽駅東口自転車駐車場	⑰上中里駅前自転車駐車場	
所在地	浮間4丁目30番8号	浮間3丁目1番47号	赤羽北2丁目1番10号	東田端2丁目20番45号	東田端1丁目17番21号	東田端2丁目20番52号	田端6丁目1番3号	赤羽北2丁目32番2号	東十条4丁目1番先	上十条2丁目27番先	東十条3丁目18番30号	上十条1丁目14番先	東十条3丁目18番43号	西ヶ原2丁目3番1号	滝野川7丁目14番先	赤羽1丁目1番先外	上中里1丁目37番13号先	
種別	定期・当日利用 (原付を含む)	定期・当日利用 (原付を含む)	定期利用	定期・当日利用 (原付を含む)	定期・当日利用	定期・当日利用	定期・当日利用	当日利用	当日利用	定期・当日利用 (原付を含む)	当日利用	当日利用	当日利用	定期・当日利用 (原付を含む)	定期・当日利用	当日利用	当日利用	
開設年月日 (建設)	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	昭和61年4月1日	平成2年3月1日	平成2年3月1日	平成3年3月1日	平成5年11月1日	平成16年1月19日	平成17年3月4日	令和7年1月10日	平成19年1月10日	平成20年4月15日	平成24年4月1日	平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成31年4月1日	令和6年12月2日	
施設面積	540㎡	589㎡	551㎡	705㎡	440㎡	1,309㎡	589㎡	327㎡	50㎡	2,686㎡	140㎡	89㎡	1,877㎡	266㎡	165㎡	298㎡	35㎡	
収容台数	自転車454+原付6台 (いずれも平置のみ)	自転車538台(ラック538台)+原付10台 (平置のみ)	自転車423台+原付17台 (いずれも平置のみ)	自転車703台(ラック578台、平置125台)+原付80台(ラック30台、平置50台)	675台	1,003台(平置のみ)	598台(ラック318台、平置280台)	283台(ラックのみ)	42台(ラックのみ)	自転車1,156台(ラック1,041台、平置115台)+原付44台(ラック26台、平置18台)	118台(ラックのみ)	29台(ラックのみ)	自転車1,470台+原付100台 (いずれも平置のみ)	149台(ラックのみ)	160台(ラックのみ)	267台(ラックのみ)	31台(ラックのみ)	
構造規模	平面	2層一部平面	平面	2層一部平面	2層一部平面	2階建平面	2層一部平面	平面	平面	地下式2層一部平面	平面	平面	平面	平面	平面	平面	平面	
施設内容	平置 当日券売機1台 定期更新機1台	平置及び2段ラック 当日券売機1台 定期更新機1台		平置及び2段ラック 個別ロック式駐輪機 (精算機2台)	平置及び2段ラック 個別ロック式駐輪機 (精算機2台)	平置 当日券売機1台 定期更新機1台	平置及び2段ラック 当日券売機1台 定期更新機1台	個別ロック式駐輪機 (精算機1台)	個別ロック式駐輪機 (精算機1台)	平置及び2段ラック 個別ロック式駐輪機 (精算機1台) 定期更新機1台 自転車搬送用ベルトコンベア2基 エレベーター1基	個別ロック式駐輪機 (精算機1台)	個別ロック式駐輪機 (精算機1台)	平置 当日券売機1台 定期更新機1台	個別ロック式駐輪機 (更新期付精算機1台)	個別ロック式駐輪機 (精算機1台)	個別ロック式駐輪機 (精算機5台)	個別ロック式駐輪機 (精算機1台)	
管理棟		1	1		1	1	1			1								
管理方法	巡回	常駐	巡回	常駐	常駐	常駐	常駐	巡回	巡回	常駐	巡回	巡回	常駐	巡回	巡回	巡回	巡回	
利用時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	午前4時から翌午前1時まで	24時間	24時間	午前4時から翌午前1時まで	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
休場日	12/29～1/3	12/29～1/3	12/29～1/3	12/29～1/3	12/29～1/3	12/29～1/3	12/29～1/3			12/29～1/3			12/29～1/3					
当日利用 無料時間								2時間							2時間	2時間		
精算機/ 券売機	更新年月日	令和2年7月	令和4年7月1日		令和7年9月22日	令和7年9月22日	令和8年2月1日 (予定)	令和8年2月1日 (予定)	平成29年11月	平成30年5月	未更新	令和4年4月	未更新	令和4年7月1日	未更新 ※令和8年度中 機器更新予定	未更新	未更新	
	メーカー	(株) (株) NECマグナス コミュニケーションズ	(株) (株) NECマグナス コミュニケーションズ		(精) (株) サニカ	(精) (株) サニカ	(券) 芝浦自販機 (株)	(券) 芝浦自販機 (株)	(精) NCD(株)	(精) NCD(株)	(精) NCD(株)	(精) アmano(株)	(精) (株) 日本信 号	(券) (株) NECマグナス コミュニケーションズ	(精) (株) ノース テック	(精) アmano(株)	(精) NCD(株)	(精) (株) サニカ
	財産区分	(券) 指定管理者 (リース)	(券) 北区(リース)		(精) 指定管理者	(精) 指定管理者	(券) 北区(リース)	(券) 北区(リース)	(精) 北区	(精) 北区	(精) 北区	(精) 北区	(精) 北区	(券) 北区(リース)	(精) 北区	(精) 北区	(精) 北区	(精) 北区
定期 更新機	更新年月日	令和4年5月1日	令和4年5月1日		未設置 新田端中央の更新機 を使用※1	未設置 新田端中央の更新機 を使用※1	令和4年4月1日	令和4年4月1日			未更新			令和4年5月1日	未更新			
	メーカー	NCD(株)	NCD(株)		未設置 新田端中央の更新機 を使用※1	未設置 新田端中央の更新機 を使用※1	(株) ソーリン	(株) ソーリン		(株) ソーリン			(株) ソーリン	NCD(株)	(株) ノーステック			
	財産区分	指定管理者 (リース)	指定管理者 (リース)		未設置 新田端中央の更新機 を使用※1	未設置 新田端中央の更新機 を使用※1	(株) ソーリン	(株) ソーリン		北区			北区	指定管理者 (リース)	北区			
ラック更新年月日		平成28年2月29日 (2段式ラック)		令和元年5月17日 (2段式ラック(一部)) 令和7年9月22日 (電磁ラック(原付含む))	令和元年5月17日 (2段式ラック(一部)) 令和7年9月22日 (電磁ラック)		未更新	平成29年11月 (電磁ラック)	平成30年5月 (電磁ラック)	未更新	令和4年4月 (電磁ラック)	未更新		未更新	未更新	未更新	未更新	
備考	収容能力※2 自転車322台 内訳) 平置定期283台 平置当日39台 原付18台 内訳) 平置定期13台 平置当日5台	収容能力※2 自転車546台 内訳) 平置定期4台 平置当日4台 2段ラック定期473台 内訳) 平置定期13台 平置当日65台 平置定期3台	収容能力※2 自転車263台 内訳) 平置定期263台 原付35台 内訳) 平置定期35台	収容能力※2 自転車536台 内訳) 平置定期58台 個別ロック式当日310台 2段ラック定期268台 原付86台 内訳) 平置定期56台 個別ロック式当日30台	収容能力※2 自転車943台 内訳) 平置定期34台 平置定期626台 平置当日317台	収容能力※2 自転車579台 内訳) 平置定期148台 平置当日113台 2段ラック定期318台		収容能力※2 自転車1209台 内訳) 平置定期168台 2段ラック定期820台 個別ロック式当日221台 原付50台 内訳) 平置定期24台 個別ロック式当日26台	令和6年9月30日 新紙幣・新硬貨対応					収容能力※2 自転車940台 内訳) 平置定期202台 平置当日738台 原付60台	当日利用63台 定期利用86台 令和7年度末で定期利用終了予定	令和3年4月1日 交通系IC対応 令和6年9月30日 新紙幣・新硬貨対応		

※1 定期利用枠のある自転車駐車場ですが、近隣の別施設と定期更新期を共有している

※2 備考欄「収容能力」は、現指定管理者の場内レイアウトにおける平置きスペースを東京都調査基準(自転車400mm、原付600mm)で計測した場合の収容可能台数

(2) 施設B: 赤羽駅南口第一自転車駐車場他16施設

(令和8年4月1日現在)

施設名	①赤羽駅南口第一自転車駐車場	②赤羽駅南口第二自転車駐車場	③赤羽駅南口第三自転車駐車場	④王子駅北口自転車駐車場	⑤赤羽自転車駐車場	⑥王子駅南口自転車駐車場	⑦赤羽駅西口北自転車駐車場	⑧滝野川三丁目自転車駐車場	⑨王子神谷駅前自転車駐車場	⑩音無製氷公園自転車駐車場	⑪王子神谷駅北自転車駐車場	⑫尾久駅前自転車駐車場	⑬王子駅明治通り自転車駐車場	⑭赤羽東本通り自転車駐車場	⑮赤羽駅西口駅前自転車駐車場	⑯赤羽駅西側自転車駐車場	⑰王子駅北本通り自転車駐車場	
所在地	赤羽1丁目1番28号	赤羽1丁目1番20号	赤羽南2丁目9番43号先外	王子1丁目11番1号先	赤羽4番4号先	王子1丁目3番40号先外	赤羽1丁目67番18号	滝野川13丁目11番2号	王子5丁目20番3-8101号	王子本町1丁目1番1号先	王子5丁目29番4号	昭和町2丁目1番31号	王子1丁目6番先外	赤羽1丁目7番先外	赤羽西1丁目5番先外	赤羽西1丁目41番先	王子1丁目16番先	
種別	定期・当日利用(原付を含む)	定期・当日利用(原付を含む)	当日利用	定期・当日利用(原付を含む)	定期・当日利用	定期・当日利用(原付を含む)	定期・当日利用(原付を含む)	当日利用	定期利用	当日利用	定期・当日利用(原付を含む)	定期・当日利用	当日利用	当日利用	当日利用	当日利用	当日利用	
開設年月日(建設)	平成12年7月10日	平成13年6月1日	平成26年4月1日	昭和61年6月1日	昭和61年6月1日	昭和62年4月1日	平成2年12月1日	平成16年1月19日	平成16年4月1日	平成17年2月28日	平成21年3月18日	平成21年10月19日	平成26年4月1日	平成30年4月	令和3年12月20日	令和8年4月1日	令和8年中開設予定	
施設面積	1,435㎡	1,421㎡	42㎡	642㎡	388㎡	1,362㎡	780㎡	545㎡	179㎡	122㎡	1,572㎡	614㎡	205㎡	414㎡	75㎡	113㎡	40㎡	
収容台数	自転車950台(ラック60台、平置890台)+原付60台(平置のみ)	自転車1,450台(ラック153台、平置1,297台)+原付70台(平置のみ)	51台(ラックのみ)	自転車630台(ラック580台、平置50台)+原付20台(平置のみ)	332台(ラックのみ)	自転車1,596台(ラック1,184台、平置412台)+原付44台(ラック23台、平置21台)	自転車170台+原付110台(いずれも平置のみ)	330台(ラックのみ)	160台(平置のみ)	123台(ラックのみ)	自転車994台+原付45台(いずれも平置のみ)	565台(平置のみ)	75台(ラックのみ)	249台(ラックのみ)	79台(ラックのみ)	73台(ラックのみ)	32台(ラックのみ)	
構造規模	2階建平面	2階建平面	平面	2層一部平面	2階建3層	2階建4層	2階建平面	平面	地下式平面	平面	平面	2階建屋上平面	平面	平面	平面	平面	平面	
施設内容	平置個別ロック式駐輪機(精算機1台) 当日券券売機1台	平置個別ロック式駐輪機(精算機2台) 当日券券売機1台 定期更新機1台	個別ロック式駐輪機(精算機1台)	平置及び2段ラック 当日券券売機2台 定期更新機1台	1段ラック及び2段ラック 個別ロック式駐輪機(精算機1台)	平置及び2段ラック 原付個別ロック式駐輪機 精算機1台 当日券券売機1台 定期更新機1台	平置 当日券券売機1台 定期更新機1台	個別ロック式駐輪機(精算機2台)	平置ゲート式	個別ロック式駐輪機(精算機1台)	平置 当日券券売機1台 定期更新機1台	平置 当日券券売機2台 定期更新機1台 自転車搬送用ベルトコンベア2基	個別ロック式駐輪機(精算機3台)	個別ロック式駐輪機(精算機8台)	個別ロック式駐輪機(精算機3台)	個別ロック式駐輪機(二次元コード決済専用)	個別ロック式駐輪機(二次元コード決済専用)	
管理棟	1	1		1		2					1							
管理方法	常駐	常駐	巡回	常駐	巡回	常駐	常駐	巡回	巡回	巡回	常駐	常駐	巡回	巡回	巡回	巡回	巡回	
利用時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	
休場日	12/29~1/3	12/29~1/3		12/29~1/3	12/29~1/3	12/29~1/3	12/29~1/3				12/29~1/3	12/29~1/3						
当日利用無料時間			2時間							4時間			2時間	2時間	2時間	2時間	2時間	
精算機/券売機	更新年月日	(精) 令和8年4月(券) 令和4年7月1日	(精) 令和8年4月(券) 令和4年7月1日	平成26年2月14日	令和7年4月	令和3年2月25日	(精) 令和3年度(原付) (券) 令和4年7月1日	令和4年7月1日	令和6年3月	平成30年5月15日	令和4年7月1日	令和8年2月1日(予定)	未更新	未更新	未更新	未更新	未更新	
	メーカー	(精) (株)サニカ(券) (株)NECマグナスコミュニケーションズ	(精) (株)サニカ(券) (株)NECマグナスコミュニケーションズ	(精) アmano(株)	(券) (株)NECマグナスコミュニケーションズ	(精) NCD(株)	(精) NCD(株)(券) (株)NECマグナスコミュニケーションズ	(券) (株)NECマグナスコミュニケーションズ	(精) (株)サニカ		(精) (株)デンケン	(券) (株)NECマグナスコミュニケーションズ	(券) 芝浦自販機(株)	(精) アmano(株)	(精) アmano(株)	(精) NCD(株)	(株)デンケン ※精算機なし	(精) 未定
	財産区分	(精) 北区(券) 北区(リース)	(精) 北区(券) 北区(リース)	(精) 北区	指定管理者(リース)	(精) 北区	(精) 北区(券) 北区(リース)	北区(リース)	(精) 指定管理者		(精) 北区	(精) 北区(リース)	(精) 北区(リース)	(精) 北区	(精) 北区	(精) 北区	北区	(精) 北区
定期更新機	更新年月日		令和4年5月1日	令和4年5月1日	未設置 王子駅南口の更新機を使用※1	未設置 王子駅南口の更新機を使用※1	NCD(株)	NCD(株)	未設置 王子神谷駅北の更新機を使用※1		令和4年5月1日	令和4年4月1日						
	メーカー		NCD(株)	NCD(株)	未設置 王子駅南口の更新機を使用※1	未設置 王子駅南口の更新機を使用※1	NCD(株)	NCD(株)	未設置 王子神谷駅北の更新機を使用※1		NCD(株)	(株)ソーリン						
	財産区分		指定管理者(リース)	指定管理者(リース)	未設置 王子駅南口の更新機を使用※1	未設置 王子駅南口の更新機を使用※1	指定管理者(リース)	指定管理者(リース)	未設置 王子神谷駅北の更新機を使用※1		指定管理者(リース)	(株)ソーリン						
ラック更新年月日	平成24年2月29日(電磁ラック)	平成24年2月29日(電磁ラック)	平成26年2月14日(電磁ラック)	平成29年3月(2段式ラック)	令和3年2月25日(電磁ラック・2段式ラック)	原付: 令和7年1月(電磁ラック・2段式ラック(一部))		令和6年3月		平成30年5月15日(電磁ラック)			未更新	未更新	未更新	未更新		
備考	収容能力※2 自転車556台(内訳) 平置定期428台 平置当日68台 個別ロック式当日60台 原付65台(内訳) 平置定期52台 平置当日13台 令和6年9月30日新紙幣・新硬貨対応(個別ロック式)	収容能力※2 自転車1,430台(内訳) 平置定期1,100台 平置当日177台 個別ロック式当日153台 原付42台(内訳) 平置定期18台 平置当日24台 令和6年9月30日新紙幣・新硬貨対応(個別ロック式)	令和3年4月1日交通系IC対応 令和6年9月30日新紙幣・新硬貨対応	収容能力※2 自転車996台(内訳) 平置定期133台 平置当日283台 2段ラック定期580台 原付17台(内訳) 平置定期17台	収容能力※2 自転車332台(内訳) 個別ロック式当日80台 1段ラック定期50台 2段ラック定期202台	収容能力※2 自転車1,418台(内訳) 平置定期62台 平置当日172台 2段ラック定期960台 2段ラック当日224台 原付44台(内訳) 平置定期21台 個別ロック式当日23台	収容能力※2 自転車244台(内訳) 平置定期141台 平置当日93台 原付129台(内訳) 平置定期77台 平置当日52台	収容能力※2 自転車141台(内訳) 平置定期141台 サイクルゲート(日本サイクル(株))	収容能力※2 自転車930台(内訳) 平置定期501台 平置当日429台 原付45台(内訳) 平置当日45台	収容能力※2 自転車550台(内訳) 平置定期319台 平置当日231台	令和3年4月1日交通系IC対応 令和6年9月30日新紙幣・新硬貨対応	使用不可のラック10台あり 令和3年4月1日交通系IC対応 令和6年9月30日新紙幣・新硬貨対応	精算機なし二次元コード専用					

※1 定期利用枠のある自転車駐車場ですが、近隣の別施設と定期更新期を共有している

※2 備考欄「収容能力」は、現指定管理者の場内レイアウトにおける平置きスペースを東京都調査基準(自転車400mm、原付600mm)で計測した場合の収容可能台数

2 使用料一覧

自転車駐車場（（東京都北区自転車等駐車場条例（以下、「条例」という。）別表第2）

駐車場	種別	利用方法	区民		区民でない者		
			一般	学生	一般	学生	
浮間四丁目、赤羽北二丁目、赤羽駅南口第一、栄町、赤羽駅西口北	自転車 (地下・一階)	当日利用 (1日1回)	100円				
		定期 利用	1か月	1,080円	640円	1,620円	970円
			3か月	2,910円	1,740円	4,360円	2,610円
	6か月		5,230円	3,130円	7,840円	4,700円	
	自転車 (二階以上)	当日利用 (1日1回)	100円				
		定期 利用	1か月	770円	460円	1,150円	690円
			3か月	2,070円	1,240円	3,100円	1,860円
	6か月		3,720円	2,230円	5,580円	3,340円	
	原動機 付自転車	当日利用 (1日1回)	150円				
		定期 利用	1か月	1,620円	970円	2,430円	1,450円
			3か月	4,370円	2,620円	6,550円	3,930円
	6か月		7,860円	4,710円	11,790円	7,070円	
赤羽駅東口、赤羽駅西口駅前、赤羽駅西側、王子駅北本通り	自転車	当日利用	最初の二時間まで無料 以後二時間までごとに100円				
その他の駐車場	自転車 (地下・一階)	当日利用(1日1回)	150円				
		定期 利用	1か月	2,160円	1,290円	3,240円	1,940円
			3か月	5,830円	3,490円	8,740円	5,240円
	6か月		10,490円	6,290円	15,730円	9,430円	
	自転車 (二階以上)	当日利用(1日1回)	100円				
		定期 利用	1か月	1,540円	920円	2,310円	1,380円
			3か月	4,150円	2,490円	6,220円	3,730円
	6か月		7,470円	4,480円	11,200円	6,720円	
	原動機 付自転車	当日利用(1日1回)	200円				
		定期 利用	1か月	3,240円	1,940円	4,860円	2,910円
			3か月	8,740円	5,240円	13,110円	7,860円
	6か月		15,730円	9,430円	23,590円	14,150円	

- (1) 学生とは、次の各号に掲げる学校に在学し、教育を受ける児童、生徒、学生等をいう。
- ①学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校。ただし、通信による教育を行う学校の通信教育部にあつては、区長が適当と認めた学校に限る。
 - ②①以外の国公立の学校（その他の教育施設を含む。）であつて、区長が適当と認めたもの
 - ③学校教育法第二百二十四条及び第三百三十四条の規定によって設立した私立学校であつて、区長が適当と認めたもの
- (2) 音無親水公園自転車駐車場については、当日利用で四時間以内の利用に限り無料とする。
- (3) 赤羽駅南口第三自転車駐車場、北赤羽駅赤羽口自転車駐車場、王子駅明治通り自転車駐車場、北谷端公園脇自転車駐車場及び赤羽東本通り自転車駐車場については、当日利用で二時間以内の利用に限り無料とする。
- (4) 赤羽駅東口自転車駐車場、赤羽駅西口駅前自転車駐車場、赤羽駅西側自転車駐車場及び王子駅北本通り自転車駐車場については、自転車を駐車設備に駐車した時から起算して二十四時間当たりの使用料の上限額を五百円とする。

3 利用状況

(1) - 1 施設A:浮間四丁目自転車駐車場他 16 施設 (令和6年4月～令和7年3月)

令和7年12月1日現在
(台)

種別		駐車場名	①浮間四丁目 自転車駐車場	②浮間三丁目 自転車駐車場	③赤羽北二丁目 自転車駐車場	④新田端大橋北 自転車駐車場	⑤新田端大橋南 自転車駐車場	⑥新田端大橋中央 自転車駐車場	⑦田端駅前 自転車駐車場	⑧北赤羽駅赤羽口 自転車駐車場	⑨東十条駅北口 自転車駐車場	⑩十条駅西口 自転車駐車場	⑪東十条駅北口第二 自転車駐車場	⑫十条駅東口 自転車駐車場	⑬東十条駅南口 自転車駐車場	⑭西夕原駅前 自転車駐車場	⑮北谷端公園脇 自転車駐車場	⑯赤羽駅東口 自転車駐車場	⑰上中里駅前 自転車駐車場		
自転車	当日利用		12,159	16,863		103,022	55,482	120,781	36,043	37,795	19,235	106,136	43,002	12,859	17,566	13,122	27,109	509,993			
	定期利用	北 区 民	一般	355	759	111	89	100	143	216			387			529	115				
			学生	92	164	34	7	60	100	17			62			90	7				
			減額	42	83	22	10	6	10	34			55			37	40				
		北 区 民 以 外	一般	64	30	90	469	280	1,305	154			225			145	1				
			学生	25	5	39	103	98	494	64			96			40	0				
			減額	6	8	4	31	36	94	17			27			3	0				
	当日利用		155	85		6,055							2,195			1,350					
	原 動 機 付 自 転 車	定期利用	北 区 民	一般	39	7	26	15					20			61					
学生				0	0	0	0					0			0						
減額				10	12	4	0					10			2						
北 区 民 以 外			一般	3	1	14	48						2			37					
			学生	2	0	0	0						0			0					
			減額	0	0	0	16						0			0					

(1) - 2 施設A:浮間四丁目自転車駐車場他 16 施設 (令和7年4月~9月)

令和7年12月1日現在
(台)

種別		駐車場名	①浮間四丁目 自転車駐車場	②浮間三丁目 自転車駐車場	③赤羽北二丁目 自転車駐車場	④新田端大橋北 自転車駐車場	⑤新田端大橋南 自転車駐車場	⑥新田端大橋中央 自転車駐車場	⑦田端駅前 自転車駐車場	⑧北赤羽駅赤羽口 自転車駐車場	⑨東十条駅北口 自転車駐車場	⑩十条駅西口 自転車駐車場	⑪東十条駅北口第二 自転車駐車場	⑫十条駅東口 自転車駐車場	⑬東十条駅南口 自転車駐車場	⑭西夕原駅前 自転車駐車場	⑮北谷端公園脇 自転車駐車場	⑯赤羽駅東口 自転車駐車場	⑰上中里駅前 自転車駐車場		
自転車	当日利用		6,278	9,017		43,723	26,891	65,158	20,010	20,896	10,156	47,230	21,383	7,415	8,899	6,389	13,770	241,895	5,876		
	定期利用	北 区 民	一般	182	371	65	57	51	72	121			252			258	63				
			学生	51	113	22	4	31	46	13				54			59	15			
			減額	18	41	13	5	3	8	16				19			25	11			
		北 区 民 以 外	一般	40	13	38	234	123	622	78				121			57	3			
			学生	7	3	42	53	62	256	29				65			25	0			
			減額	3	3	2	11	6	40	9				15			0	0			
	当日利用		44	51		3,124							791			644					
	原 動 機 付 自 転 車	定期利用	北 区 民	一般	15	2	17	8					9			22					
学生				0	0	0	2						1			0					
減額				7	6	2	0							3			1				
北 区 民 以 外			一般	1	1	8	20							4			9				
			学生	3	0	0	1							0			0				
			減額	0	0	0	8							0			0				

(2) - 1 施設B: 赤羽駅南口第一自転車駐車場他16施設 (令和6年4月~令和7年3月)

令和7年12月1日現在
(台)

種別		駐車場名	①赤羽駅南口第一自転車駐車場	②赤羽駅南口第二自転車駐車場	③赤羽駅南口第三自転車駐車場	④王子駅北口自転車駐車場	⑤栄町自転車駐車場	⑥王子駅南口自転車駐車場	⑦赤羽駅西口北自転車駐車場	⑧滝野川三丁目自転車駐車場	⑨王子神谷駅前自転車駐車場	⑩音無観水公園自転車駐車場	⑪王子神谷駅北自転車駐車場	⑫尾久駅前自転車駐車場	⑬王子駅明治通り自転車駐車場	⑭赤羽東本通り自転車駐車場	⑮赤羽駅西口駅前自転車駐車場	⑯赤羽駅西側自転車駐車場	⑰王子駅北本通り自転車駐車場	
自転車	当日利用		47,346	151,245	26,660	84,110	16,489	99,440	14,688	37,338	/	41,921	61,410	91,215	53,790	194,974	206,565	/	/	
	定期利用	北区内	一般	774	1,995	/	1,085	319	1,714	218	/	105	/	390	217	/	/	/	/	/
			学生	91	337	/	288	23	340	29	/	14	/	97	33	/	/	/	/	/
			減額	92	383	/	208	28	265	26	/	9	/	44	40	/	/	/	/	/
		北区民以外	一般	217	236	/	182	103	304	131	/	86	/	519	474	/	/	/	/	/
			学生	11	34	/	189	43	133	25	/	41	/	286	72	/	/	/	/	/
			減額	10	35	/	4	4	11	7	/	0	/	18	41	/	/	/	/	/
	当日利用		3,510	5,731	/	/	/	2,836	2,585	/	/	/	/	3,760	/	/	/	/	/	/
	原動機付自転車	定期利用	北区内	一般	71	42	/	27	35	24	/	/	/	18	/	/	/	/	/	/
学生				2	0	/	2	2	5	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/	
減額				9	7	/	2	5	2	/	/	/	1	/	/	/	/	/	/	
北区民以外			一般	92	17	/	8	25	122	/	/	/	/	6	/	/	/	/	/	/
			学生	7	2	/	0	0	21	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/
			減額	9	0	/	6	0	3	/	/	/	/	0	/	/	/	/	/	/

(2) - 2 施設B: 赤羽駅南口第一自転車駐車場他16施設 (令和7年4月～9月)

令和7年12月1日現在
(台)

種別		駐車場名	①赤羽駅南口第一自転車駐車場	②赤羽駅南口第二自転車駐車場	③赤羽駅南口第三自転車駐車場	④王子駅北口自転車駐車場	⑤栄町自転車駐車場	⑥王子駅南口自転車駐車場	⑦赤羽駅西口北自転車駐車場	⑧滝野川三丁目自転車駐車場	⑨王子神谷駅前自転車駐車場	⑩音無観水公園自転車駐車場	⑪王子神谷駅北自転車駐車場	⑫尾久駅前自転車駐車場	⑬王子駅明治通り自転車駐車場	⑭赤羽東本通り自転車駐車場	⑮赤羽駅西口駅前自転車駐車場	⑯赤羽駅西側自転車駐車場	⑰王子駅北本通り自転車駐車場	
自転車	当日利用		23,125	77,494	12,752	43,459	8,840	54,340	6,972	19,641	/	22,496	29,690	48,666	26,885	98,699	97,821	/	/	
	定期利用	北 区 民	一般	379	1,000	/	577	160	861	100	/	54	/	215	97	/	/	/	/	/
			学生	47	171	/	148	13	187	18	/	5	/	55	22	/	/	/	/	/
			減額	52	178	/	96	12	139	22	/	4	/	13	20	/	/	/	/	/
		北 区 民 以 外	一般	103	107	/	87	54	186	64	/	42	/	265	226	/	/	/	/	/
			学生	5	17	/	80	20	85	13	/	11	/	165	37	/	/	/	/	/
			減額	7	17	/	2	2	6	2	/	1	/	6	14	/	/	/	/	/
	原 動 機 付 自 転 車	当日利用		1,884	2,799	/	/	/	2,444	1,547	/	/	/	1,713	/	/	/	/	/	/
		定期利用	北 区 民	一般	39	22	/	17	/	16	25	/	/	/	13	/	/	/	/	/
学生				2	0	/	0	/	0	2	/	/	/	0	/	/	/	/	/	
減額				5	4	/	1	/	1	1	/	/	/	3	/	/	/	/	/	
北 区 民 以 外			一般	53	9	/	4	/	8	58	/	/	/	8	/	/	/	/	/	
			学生	4	0	/	0	/	0	9	/	/	/	0	/	/	/	/	/	
			減額	7	0	/	3	/	0	0	/	/	/	0	/	/	/	/	/	

4 業務内容

別紙「業務仕様書」で定める。

5 業務実施上の条件

(1) 利用料金の保管

利用料金の取り扱いは、公金に準ずるものとする。受領した利用料金は指定管理者が適切に保管し、特に夜間の防犯対策を行うこと。

(2) 個別ロック式自転車駐車場における利用者対応

下記自転車駐車場における利用者対応は、遠隔操作で行うことを妨げない。必要な場合は、指定管理者の申し出により北区と協議の上、遠隔操作業務を第三者に委託することができる。

施設 A	
施設名	設置機器メーカー
④新田端大橋北自転車駐車場	当日利用のみ個別ロック式（原付含む。）：(株)サニカ
⑤新田端大橋南自転車駐車場	自転車当日利用のみ個別ロック式：(株)サニカ
⑧北赤羽駅赤羽口自転車駐車場	NCD(株)
⑨東十条駅北口自転車駐車場	NCD(株)
⑩十条駅西口自転車駐車場	当日利用のみ個別ロック式（原付含む。）：NCD(株)
⑪東十条駅北口第二自転車駐車場	アマノ(株)
⑫十条駅東口自転車駐車場	日本信号(株)
⑭西ヶ原駅前自転車駐車場	ラックは(株)ヒューマン・インダストリアル・デザイン、精算機は(株)ノーステック ※令和8年度中に機器更新予定
⑮北谷端公園脇自転車駐車場	アマノ(株)
⑯赤羽駅東口自転車駐車場	NCD(株)
⑰上中里駅前自転車駐車場	(株)サニカ

施設 B	
施設名	設置機器メーカー
①赤羽駅南口第一自転車駐車場	自転車当日利用の一部：(株)サニカ (予定)
②赤羽駅南口第二自転車駐車場	自転車当日利用の一部：(株)サニカ (予定)
③赤羽駅南口第三自転車駐車場	アマノ(株)
⑤栄町自転車駐車場	NCD(株)
⑥王子駅南口自転車駐車場	原付当日利用のみ個別ロック式：NCD(株)
⑧滝野川三丁目自転車駐車場	(株)サニカ
⑩音無親水公園自転車駐車場	(株)デンケン
⑬王子駅明治通り自転車駐車場	アマノ(株)
⑭赤羽東本通り自転車駐車場	アマノ(株)
⑮赤羽駅西口駅前自転車駐車場	NCD(株)
⑯赤羽駅西側自転車駐車場	(株)デンケン (精算機なし二次元コード決済専用)
⑰王子駅北本通り自転車駐車場	未定 (二次元コード決済専用)

(3) 施設 A

①田端駅前自転車駐車場の防火・防災体制について

当該施設は、田端 ASUKA タワーの一角にあり、当タワーの防災センターの指示に基づく防火・防災体制を構築すること。また、防火及び防災管理者を定め法令に基づく所定の手続き及び業務を行う。夜間は管理員（警備員）を配置し24時間常駐とする。

②十条駅西口自転車駐車場は、次に掲げる経費を要する。

(ア) ベルトコンベアーの保守点検費用 (約30万円/年)

(イ) 消防設備点検及び機能点検費用 (約44万円/年)

(ウ) エレベーターの保守点検費用 (約7万円/月)

(エ) 電気設備の保守点検費用 (約2万円/月)

(オ) 出入口シャッターの保守点検費用 (約9万円/年)

(カ) 防水板の保守点検費用 (約7万円/年※3年に一度部品交換約16万円)

③新田端大橋中央自転車駐車場は、消防設備点検を要する (約4万円/年)。

(4) 施設 B

①尾久駅前自転車駐車場は、次に掲げる経費を要する。

(ア) ベルトコンベアーの保守点検費用 (約22万円/年)

(イ) 消防設備点検費用 (約4万円/年)

②王子神谷駅前自転車駐車場は、次に掲げる経費を要する。

(ア) サイクルゲートの保守点検費用 (約33万円/年)

(イ) 機械警備費用 (約27万円/年)

6 人員体制

- (1) 業務内容を確実に遂行し、駐車場の設置目的を効果的かつ効率的に達成できる人員を配置すること。
- (2) 区内事業者の活用に努めるとともに、地域の高齢者をはじめ、区民雇用を促進すること。

7 管理運営に関する収入及び経費

(1) 収入

駐車場は、利用料金制を導入することとし、指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び指定管理者が実施する事業に伴う収入を自らの収入とすることができる（施設 A、B の過去の実績は「参考資料 令和 6 年度 管理経費収支一覧」を参照）。

利用料金については、条例別表第二（第七条関係）に定める金額の範囲内で提案すること。

北区では、受益者負担の原則に基づき、おおむね 3 年ごとに使用料の見直しを行っている。次回は令和 10 年度に改定を予定している。

なお、駐車場の管理運営に要する経費（以下（2）①にかかる経費）は利用料金収入をもって賄うこととし、原則として、指定管理料は支払わない。

ただし、管理運営に要する経費が利用料金収入を上回る場合は、その差額を指定管理料として支払う。

指定管理料の支払いにあたっては、以下の条件を前提とする。

①資金収支計画の明確化

科目ごとの算出根拠を明示し、収支見込みにおいて適切な指定管理料が計上されているか、合理的な根拠を示すこと。

応募時の提案に加え、2 年度目以降は収支実績も踏まえた資金収支計画（科目ごと）の算出根拠を明確にして作成し、北区と協議すること。

②指定管理料の上限額

指定期間中の指定管理料の総額は基本協定で定める額を上限額とし、各年度に支払う指定管理料は北区と指定管理者の協議により定める。ただし、指定管理者の帰責事由によらない外的要因により資金収支計画を超える経費負担が見込まれる場合は、指定管理者と区で協議の上、予算の範囲内で上限額を増額することができる。

③指定管理料の支払い方法

指定管理料は概算払いとし、支払い時期は協定で定める。

④指定管理料の精算

各年度終了後、収支計画で計上した経費と実績の差額について精算を行う。なお、提案時の事業者利益は精算時に経費として計上することができる。

(ア) 余剰が生じた場合

次のいずれかの方法により取り扱うものとし、詳細は指定管理者の提案に基づき北区と指定管理者の協議の上、協定で定める。

- ・施設・設備の修繕

- ・備品購入・更新
- ・返還

(イ) 不足が生じた場合

指定管理料を受けてなお管理運営に要する経費が不足する場合、指定管理料の上限額の範囲で当該不足額を支払う。

⑤精算の対象外経費

指定管理者の経営努力により経費縮減が認められる費目については、精算の対象外とし、指定管理者の利益として取り扱うことができる。(例：消耗品費等) 対象外とする経費については、指定管理者の提案に基づき北区と指定管理者の協議の上、協定で定める。

⑥収支改善の対策

指定管理者は、指定管理料の支払いが認められる場合でも、収支改善のための具体的な対策を講じ、北区に報告すること。

(2) 運営経費の負担

①指定管理者の負担

- ・駐車場の管理に要する経費（人件費、労務費（第三者委託した業務に従事する職員の給与等）は、北区公契約条例の特定公契約に該当するため、労働報酬下限額等、法令遵守すること。）
- ・駐車場の管理に伴う消耗品、備品等の経費
- ・駐車場の管理に伴う小修繕（1件130万円（税込）未満の修繕（指定管理者に帰責事由があるものについてはこの限りではない。）、保険等の経費
※修繕に係る見積に当たっては、2社以上から徴取するものとし、1社以上は区内事業者からの徴取に努めるものとする。
- ・消費税（課税内容・納入金額等については、税務署に相談すること。また、インボイス制度にも適切に対応すること。）

②北区の負担

駐車場施設にかかる大規模修繕（サイクルラックや精算機等の老朽化に伴う更新を含む）のほか、見積額130万円以上のものとする。

※指定管理者が徴取した見積が1件130万円（税込）以上であっても、北区が徴取した見積が1件130万円（税込）未満の場合は、指定管理者の負担で実施することとする。

③納付金

各年度において、利用料金収入が管理運営に要する経費を上回る場合は、利用料金収入の一部を納付金として北区に納付すること。

(ア) 北区と指定管理者との各年度協定締結時に決定した金額を指定期日までに納付すること。

(イ) (ア)に加え、年間利用料金収入が提案された各年度の資金収支計画書に示す収入額よりも上回った場合、その2分の1相当額を北区に納付すること。

(ウ) 指定管理期間中、北区が利用料金の上限額の改定を行った場合、及び施設

数や収容台数等の増減があった場合は、北区と指定管理者との協議により納付金額を決定する。

(エ) 不測の事態により納付金の減額が必要になった場合は、指定管理者の申し出により北区と協議の上納付金額を変更できるものとする。

※ここでいう不測の事態とは、天災、人災等により、施設の管理運営に著しい支障を及ぼす場合を指し、物価・金利変動による経費の増加や、需要変動による収入減少、その他指定管理者に帰責事由のあるものは該当しない。

(オ) 初年度の納付金額を算定する際には、指定管理業務開始前の引継ぎに要する経費(人件費や定期利用者情報の移行経費等)を算定根拠に加えることができるものとする。ただし、指定管理期間中における事業報告においては、当該引継ぎ経費を事業経費に含めないものとする。

(3) その他

①区分会計の独立

(ア) 指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設けること。

(イ) 会計年度は、4月1日から3月31日とする。

②管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理すること。

③備品等の帰属等

(ア) 購入した備品等は、北区に属するものとする。

(イ) 備品等を購入及び廃棄する場合は、事前に北区へ報告することとする。

8 事業の実施

(1) 法令等の遵守

指定管理者として、公の施設の管理運営を行う際は、特に次に掲げる法令等を遵守すること。

①地方自治法(昭和22年法律第67号)

②労働基準法(昭和22年法律第49号)

③最低賃金法(昭和34年法律第137号)

④労働安全衛生法(昭和47年法律第37号)

⑤個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

⑥自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(平成5年法律第97号)

⑦道路交通法(昭和35年法律第105号)

⑧建築基準法(昭和25年法律第201号)

⑨消防法(昭和23年法律第186号)

⑩道路法(昭和27年法律第180号)

⑪東京都北区自転車等駐車場条例(昭和61年3月東京都北区条例第1号)

⑫東京都北区自転車等駐車場条例施行規則(昭和61年3月東京都北区規則第3号)

- ⑬東京都北区自転車の放置防止に関する条例（昭和58年12月東京都北区条例第24号）
- ⑭東京都北区自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和59年3月東京都北区規則第6号）
- ⑮東京都北区行政手続条例（平成8年12月東京都北区条例第35号）
- ⑯東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号）
- ⑰東京都北区公契約条例（令和4年6月東京都北区条例第21号）

（2）施設の運営

- ①開場時間及び休場日については、東京都北区自転車等駐車場条例施行規則別表（第二条関係）に定めるものとする。有人管理施設における、受付時間は午前6時30分～午後7時30分とする。ただし、指定管理者の申し出により、北区と協議の上開場時間及び開場日を拡大することができる。
- ②収容台数や配置等について、地域・施設ごとの駐輪需要や現在の利用状況を踏まえ、指定管理者が必要と認め、北区が承認した場合、変更することができる。
- ③指定管理者は、サービス水準の向上及び施設の維持管理経費を削減するために、北区が承認した場合、駐輪機器等を新規に設置することができる。この場合、指定管理者がプログラムの設定、保守点検及びリース・保守契約等を行うこと。指定期間終了後は、北区が残置を認めた場合を除き、指定管理者の責任・負担により原状回復すること。なお、駐輪機器等を新設し、利用方法及び利用形態に変更が生じる場合、北区と協議の上、事前に利用者に周知を行うとともに、移行方法やスケジュールを北区に提示し承認を得ること。

（3）指定管理者の自主事業

- ①指定管理者は、施設の設置目的をより効果的・効率的に果たすため、又は施設利用者の利便性向上、施設の収益性向上等を図るため、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができる。

ただし、自動販売機の設置等、行政財産の目的外による使用許可等により区が資産管理上一定の関与をもって承認、実施する自主事業は、施設使用料の他、利益の一定割合を北区に還元すること。対象となる利益の額は、売上から経費を控除した金額とし、1,000円未満は切り捨てる。

利益の還元については、応募者の提案事項とするが、50%を下限とし、それを下回る提案は認めない。

自動販売機の設置等に伴う電気料は、施設全体の電気メーターとは別に、専用のメーターを設置すること。また、収支は、利用料金収入（本業務）の収支に算入せず、別途報告をすること。

- ②駐車場における自主事業の具体的な視点（例）

※必ずしもこの視点からの提案が必須というわけではありません。

- （ア）駐車場の利用促進
- （イ）自転車の放置対策
- （ウ）自転車利用の拡大
- （エ）自転車事故の防止・マナー向上

(オ) 空きスペースの有効活用等による収益性の向上

(カ) 地域への貢献

③自主事業の実施にあたっては、関連法令の遵守はもちろんのこと、公の施設で行う事業として内容、提供金額等がふさわしいかも含め審査する。なお、以下に掲げる事業は自主事業として認めない。

(ア) 指定管理者が実施する民間事業へ直接勧誘する又は会員登録を求める事業

(イ) 屋内でアルコール提供を行う事業

(ウ) 施設及び北区に関連性のない物販事業

(エ) その他公共の施設の利用にふさわしくないもの

(4) 事業報告

指定期間中は、原則として以下の事業報告を行うものとする。なお、報告書の様式及び提出期限は協定で定める。

①月報（事業・実績）

②四半期事業報告

③年度事業報告書

9 評価

指定期間中、法令及び協定が遵守されていないことが認められたとき、又は事業を評価した結果、改善が必要と認められるときは北区からは是正勧告をする。

この是正勧告後も改善が見られないときは、指定管理者の指定の取り消し、もしくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる。

10 立ち入り検査及び監査

北区は、指定管理者に対して業務及び経理の状況について、実地に立ち入り検査を行うことができる。また、北区監査委員は指定管理者が行う経理について監査することができる。

なお、監査等に要する資料は、北区の指示に従って作成すること。

11 モニタリング

北区は施設の管理運営状況について、定期及び随時のモニタリングを行う。実施方法等については、協定等で定める。

1.2 リスクへの対応

指定期間中、主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応する。

リスクの種類	内容	北区	指定管理者
法令などの変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
物価	指定後のインフレ、デフレ		○
	急激な物価変動	協議事項	
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の膨張	北区以外の要因による運営費の膨張		○
施設損傷	施設、機器等の損傷	協議事項	
	指定管理者の責による施設管理上の瑕疵に起因する火災事故		○
災害時	本施設が防災拠点として利用されている間の業務停止による運営リスク	協議事項	
利用者、第三者に対する賠償	指定管理者が行う業務の履行に関して発生した損害・事故		○
	その他の原因で生じた損害・事故	協議事項	
管理瑕疵責任	設計や構造に関わるもの等北区の瑕疵に起因するもの	○	
	管理運営や修繕に関わるもの等指定管理者の瑕疵に起因するもの		○

1.3 事業の継続が困難となった場合等

(1) 協定の解釈で疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合

北区と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(2) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又は困難であると北区が判断した場合

北区は指定の取り消しができる。この場合、北区が被った損害は指定管理者が賠償するものとする。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害、その他の不可抗力等、北区及び指定管理者双方の責に帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の可否について協議するものとする。

1.4 施設設備の部分改修、修繕のため一時的に休場する場合

施設の維持管理上、やむを得ず休場する場合は、事前協議を行うこととする。

1 5 注意事項

- (1) 指定管理者は、事前に書面により北区の承認を受けた場合を除いて、本事業の一部を第三者に委託してはならない。
- (2) 当該施設が公の施設であることを常に念頭において、公平な運営に努めること。
- (3) 北区及び区民、関係団体、官公庁等との連携を図った事業運営を行うこと。
- (4) 北区の条例、規則及び個人情報の保護に関する法律に準拠した情報公開及び個人情報保護に関する規定を定め、職員に周知徹底すること。
- (5) 緊急対応策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (6) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定等を定めるときは、北区と協議を行うこと。
- (7) 指定管理期間の終了又は指定取消しの際、現行の業務を北区又は新たな指定管理者に速やかに引継ぎができるようにするため、現行の業務内容を記載した引継ぎマニュアルを作成し確実に引継ぎを行うこと。
- (8) 指定管理者は本業務の実施にあたり、施設賠償責任保険に加入すること。
- (9) その他、仕様書に記載のない事項については、北区と協議を行い、北区の指示に従うこと。

Ⅲ 指定管理者の応募・選定

1 指定管理者選定スケジュール (予定)

日 程	内 容
令和8年4月10日(金)～ 令和8年5月29日(金)17:00まで	公募要項等ホームページ公開
令和8年4月10日(金)～ 令和8年4月20日(月)17:00まで	質問書の受付
令和8年4月28日(火)頃	質問書の回答
令和8年4月28日(火)～ 令和8年5月8日(金)17:00まで	参加表明期間
令和8年5月18日(月)～ 令和8年5月29日(金)17:00まで	申請書類の受付期間
令和8年6月上旬～7月下旬頃	公募第一次審査(書類審査)
令和8年8月中旬～下旬頃	公募第二次審査(プレゼンテーション)
令和8年9月頃	公募選定結果公表 指定管理者候補者選定結果通知書交付
令和8年9～12月	協議、北区議会指定議決
令和8年9月～令和9年3月	協定締結に向けた協議 指定管理者による管理準備
令和9年4月1日	指定管理者による管理開始

※応募者数によって日程を変更する場合があります。

2 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の資格(※)

- ①公営自転車駐車場の運営管理業務を5年以上有する企業又は団体であること。
- ②直近5年以内に公営自転車駐車場の運営管理契約において、当初契約期間内の中途解約をしていないこと。
- ③24時間365日対応可能なコールセンター機能を保有していること。
- ④(一財)日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークを取得していること
- ⑤個人での応募は不可

※注意事項

応募者が、協定締結までの間に上記に規定する応募者資格を有しなくなった場合、

又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

(2) 応募者の制限

以下に該当する団体等は応募者となることができない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する団体等
- ②会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている団体等
- ③応募書類提出時点において、東京都北区の競争入札等の指名の停止の措置、又は入札参加除外の措置を受けている団体等
- ④国税又は地方税を滞納している団体等
- ⑤宗教活動又は政治活動を目的とする団体等
- ⑥本指定管理者の選定を行う選定委員の属する団体等（なお、理由に関係なく応募後に判明した場合、その時点で参加資格を失う。）
- ⑦指定管理者になろうとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う団体又は構成員又は関係者の場合
- ⑧選定委員や北区職員と利害関係にある団体等
- ⑨役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている団体等

(3) 共同事業体（コンソーシアム）で申し込む場合の留意事項

- ①共同事業体の名称、代表団体が定められ、構成表、各団体の役割と責任が明確に記載された共同事業体委任状兼誓約書の提出があること（別添「自転車等駐車場指定管理者指定申請提出書類一覧」（以下、「提出書類一覧」という。）参照）。
- ②単独で応募した団体が他の共同事業体応募の構成員になること及び共同事業体応募の構成員が他の共同事業体応募の構成員になることはできない。
- ③北区との協定に関する責任は構成員の全てが負うこと。
- ④代表団体は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより定められた共同格付（等級）において、他の構成員に対し同等以上の格付を有しているものであること（種目は問わない）。
- ⑤代表団体は、施設の管理に係る主要な業務を担うものであること。
- ⑥指定期間において、代表団体が破産又は解散した場合は、協定書に基づき指定を取り消すものとする。

3 応募手続き

(1) 公募要項等の公開

公募要項、業務仕様書、質問書及び提出書類の様式等は北区ホームページにて下記期間中公開する。

公開期間：令和8年4月10日（金）～令和8年5月29日（金）17時まで

(2) 公募要項に関する質問書の受付と回答

質問書の受付は下記日程で実施し、全ての質問者に対し回答する。

- ①受付期間：令和8年4月10日（水）～令和8年4月20日（月）
17時まで
- ②回答：令和8年4月28日（火）頃電子メールにて回答予定
※回答が遅れる場合別途連絡いたします。
- ③受付方法：質問にあたっては、以下のURL又は二次元コードから質問フォームにアクセスし、質問をすること。これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受け付けないこととする。

<https://logoform.jp/form/VNHo/1308889>



（3）参加表明

①本公募に応募しようとするものは、応募に先立ち、以下のURL又は二次元コードから参加表明をすること。

参加表明期間：令和8年4月28日（火）～令和8年5月8日（金）17：00
まで

<https://logoform.jp/form/VNHo/1492928>



②参加表明にあたり、提出書類のうち、下記書類については、参加表明期間に参加表明フォームへ提出すること。なお、提出にあたっては、「（5）提出書類作成方法」に沿って作成すること。

- ・過去3年分の決算書等（全体・各施設）
- ・令和8年度の予算
- ・過去3年分の法人税の納税証明書、法人地方税の納税証明書及び消費税の納税証明書土地の場所及び面積
- ・土地、建物及び有価証券（株式数の記載含む）に関する時価情報
- ・土地、建物に関する固定資産評価額
- ・固定資産台帳
- ・過去3年分の試算表

（4）提出書類

応募するものは、別添「提出書類一覧」に従い関係書類を提出すること。書類一式は、法人名を記載したものと、会社名・法人その他団体名、共同事業体名等、申請者が特定できる又は、類推できる記載は全て黒塗りしたものの2種類を電子データで提出すること。

(5) 提出書類作成方法

- ①用紙は原則A4サイズとする。
- ②提出データのうち指定様式のものとは原則PDF形式とする（様式4-1、4-2、6-1、6-2および様式8において資金計画や利益を計算する資料を作成した場合はExcel形式）。
- ③言語は日本語を使用し大きさは10.5ポイント以上、横書きを原則とする。単位はメートル表記とし、各項目に見出しをつけること。
- ④ページ番号、資料名、資料番号を記載すること。なお、ページ番号は下中央に、資料番号は右上に記載し、ページ番号はPDFソフトの枚数番号と一致させること。
- ⑤提出データのファイル名は、別添「提出書類一覧」の書類名に合わせて作成すること（例：01_様式1-1_指定管理者指定申請書.pdf）。

(6) 申請書類提出方法

- ①データの送付は、北区の無害化サービスを活用したファイル交換サービスによる提出とする。ただし、押印が必要となる書類については、データでの提出に加え、持参又は郵送により原本を提出すること。

※持参の場合、提出日時を事前に電話連絡すること。

- ②参加表明をしたものは、参加表明時のメールアドレスあてにアップロード用URL及びアップロード用パスワードを記載したメールを送付する。

- ③アップロード用URL及びアップロード用パスワードは令和8年5月18日（月）頃送信予定

※メールが届かない場合「IV 問い合わせ先及び提出先」記載の連絡先までご連絡ください。

- ④北区無害化サービスによるアップロード時の操作方法

アップロード用URL 通知メールのファイル送信のURL をクリックし、アップロード用パスワード通知メールで連絡のパスワードでログインしてください。

ログイン後、件名を「(法人名) 北区自転車等駐車場指定管理者指定申請書類提出」、通信欄に自転車等駐車場公募に係る応募書類の提出である旨に内容を修正、保存期限を選択可能な一番後の日付、パスワードを自動のままとし、ファイル選択ボタンをクリックして、提出データを添付します。

入力内容を確認するボタンをクリックして、入力内容を確認のうえ、ファイルを送信するボタンをクリック、「ファイルを送信しますが、よろしいですか？」の画面で次へボタンをクリックして終了します。

(7) 申請書類提出期間

令和8年5月18日（月）から令和8年5月29日（金）17時まで【必着】

※提出書類について、不備、不足があった場合ご連絡させていただきます。また、提出期限までに書類の不備、不足が修正されない場合、申請を受付いたしません。

(8) その他応募にあたっての留意事項

- ①施設A及び施設Bについて、同一団体が両施設とも申請することを妨げない。
- ②本公募参加に要した諸経費は、応募者の負担とする。

- ③申請書類提出後の提案内容の変更は、令和8年5月29日（金）の提出期限まで受け付ける。
- ④提出された申請書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、北区が採用する提案の公表等に必要な場合は、無償で使用できるものとする。また、協定締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、提案書等を公表することがある。
- ⑤申請書類は原則公開しない。情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開する。
- ⑥提出された申請書類は返却しない。
- ⑦北区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じる。
- ⑧現場説明会等は実施しない。施設見学を必要とする場合は現指定管理者に確認の上、業務の妨げにならない範囲で実施すること。

4 選定方法

指定管理者候補者の選定は、第一次及び第二次の二段階審査で実施する。審査及び選定は東京都北区まちづくり施設等指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行い、北区が決定する。

なお、選定委員会での採点内容及び他団体からの申請書類の内容は、公表しない。

(1) 第一次審査（書類審査）令和8年6月上旬～7月下旬頃

第一次審査は、申請書類の内容による選考を実施する。

なお、審査を円滑に執り行うため、提案書等の内容や意図について確認が必要な場合は、一次審査の際に各選定委員から質問を募集し、質問票を送付し、書面で回答を求める。

第一次審査通過団体は3団体程度とし、第一次審査の結果は、応募者全てに文書にて通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）令和8年8月中旬～下旬頃

第一次審査通過者には、令和8年8月中旬～下旬にプレゼンテーション方式による第二次審査を実施する。

第二次審査の詳細は、第一次審査通過者に改めて連絡する。

(3) 候補者の選定

選定委員会の結果を受け、北区は指定管理者候補者を選定する。選定結果は第二次審査対象者全てに文書にて通知する。

また、選定の結果、適切団体なしと判断された場合、該当者なしとする場合がある。

(4) 応募者名の公表

候補者選定終了後、応募者名を公表する（第一順位及び第二順位以外は順位を公表しない。）。

5 選定基準

指定管理者候補者の選定は以下の基準に基づき実施する。

①公共施設の運営実績

(ア) 指定管理者としての実績はあるか。

(イ) 自治体及び官公庁において委託業者としての実績はあるか。

(ウ) 現在、指定管理者の候補者として申請中の事例はあるか。

②施設運営に必要な人員体制

(ア) 効率的で適切な職員配置がなされているか。

(イ) 職員に無理な負担をかけない勤務体制、堅実な給与体系が維持されているか。

(ウ) 施設管理マニュアル、窓口対応マニュアルなど人員配置に付帯した適切な方策はあるか。

(エ) 人材育成のために具体的な研修プログラムが計画されているか。

(オ) 区内事業者の活用や地域の高齢者雇用等区民雇用配慮した雇用計画が提案されているか。

③経営状況

- (ア) 財政状況は健全であるか。
 - (イ) 自己資金は確実に保有されているか。
 - (ウ) 委託金、借入金、自己資金等による資金調達が適切か。
 - (エ) 応募団体の過去3年間の経営実績及び今後5年間の資金計画に問題はないか。
- ④熱意・意欲
- (ア) 北区の放置自転車対策に貢献しようとする意欲及び提案を有しているか。
 - (イ) 北区の施設を運営する法人としてふさわしい理念をもっているか。
 - (ウ) 本事業に参画する強い意志があるか。
- ⑤利用者に対する理念・基本方針
- (ア) 利用者が満足できるようなサービス提供になっているか。
 - (イ) 利用者からの苦情などトラブルに対する対策は適切か。
 - (ウ) サービス評価及び情報公開に対する方策が適切か。
- ⑥安全管理についての基本方針
- (ア) 利用者の事故・傷病発生時に対応策、連絡体制及び他機関との連携体制は十分か。
 - (イ) 防犯・防災対策、防火訓練計画などが具体的に提案されているか。
 - (ウ) 利用者の施設利用に伴う、備品・設備等の維持管理・保守などの安全対策について十分な配慮がなされているか。
 - (エ) 駐車場の維持管理に関する具体的な提案はあるか。
- ⑦施設管理及び事業運営に関する計画
- (ア) 事業運営における今後5年間の資金収支計画書の科目ごとの算出根拠が適切か。
 - (イ) 適正（過度な人件費の抑制等に依らない）に施設の管理運営費が縮減できる具体的な対応策が示されているか。
 - (ウ) 利用者増を図る方策が具体的に示されているか。
 - (エ) 事業スキームや収支計画が具体的で、持続可能な見通しのある事業提案となっているか。
 - (オ) 物価変動・利用者減少等のリスクを踏まえた対応方針が示されているか。
- ⑧区財政への影響及び財政負担の妥当性
- (ア) 納付金の提案額
 - (イ) 指定管理料の提案額
 - (ウ) 上記金額の妥当性及び持続可能性
- ⑨駐車場運営に関する認識度
- (ア) これからの駐車場のあり方について認識はあるか。
 - (イ) 放置自転車対策に対する認識はあるか。
 - (ウ) 施設ごとの特徴を活かした運営・サービス向上に繋がる提案がなされているか。
 - (エ) 空きスペースや遊休資産を活かした柔軟な発想・手法による提案がなされているか。

(オ) 利用者のニーズを捉えた自主事業の提案がなされているか。

(カ) 収益性の改善に繋がる自主事業の提案がなされているか。

⑩法令遵守及び情報管理体制

(ア) コンプライアンス（法令遵守）の姿勢は明確にされているか。

(イ) コンプライアンスに対しての取組み、職員への指導は適切か。

(ウ) 個人情報に対する方策が適切か。

(エ) 利用者のプライバシー保護及び管理体制は明確か。

6 指定管理者の指定・協定

(1) 指定

北区議会に指定管理者の指定に関する議案を提出し、議会の議決後、指定管理者に指定する。

(2) 協定

指定議決後に協定を締結する。協定書は指定期間全体を対象とする「基本協定書」及び1年単位の「年度協定書」を定める。

協定で最低限定める事項は以下のとおりとする。

なお、応募時の提案は実施することを原則とし、選定委員会で意見が付された事項や区の施策、財政状況等による変更については、協定締結の際に改めて協議する。

①基本協定

(ア) 業務範囲に関する事項

(イ) 指定期間に関する事項

(ウ) 業務の仕様に関する事項

(エ) 利用の承認等に関する事項

(オ) 事業計画書に関する事項

(カ) 自主事業に関する事項

(キ) 備品購入に関する事項

(ク) 施設の維持修繕に関する事項

(ケ) 利用料金（納付金）に関する事項

(コ) 指定管理料に関する事項

(サ) 管理業務を行うにあたって保有する情報の公開及び個人情報の保護に関する事項

(シ) 事業報告書及び事業評価に関する事項

(ス) 損害賠償の取扱いに関する事項

(セ) 危険負担に関する事項

(ソ) 引継ぎに関する事項

(タ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(チ) その他北区が必要と認める事項

②年度協定

(ア) 目的

- (イ) 業務内容
- (ウ) 納付額
- (エ) 指定管理料
- (オ) 疑義等の決定
- (カ) その他北区が必要と認める事項

Ⅳ 問い合わせ先及び提出先

【住 所】〒114 - 8508

東京都北区王子本町1 - 1 5 - 2 2 (北区役所第一庁舎3階2 1 番窓口)

【担 当】北区 土木部 土木管理課 自転車対策係

小山・大久保・赤間・角掛・江藤

【電 話】0 3 - 3 9 0 8 - 9 2 1 8

【F A X】0 3 - 3 9 0 8 - 6 7 0 3

【M a i l】dobokukanri-ka@city.kita.lg.jp